

2021年10月26日

小田急電鉄株式会社

お知らせ

当社では、一部規則について、下記のとおり改定を実施させていただきます。

記

1 改定規則

「ICカード乗車券取扱規則に関する特約」 第10条2項・3項・4項・5項・6項・7項・8項

2 改定日

2021年11月1日（月）初電より

3 改定内容

「ICカード乗車券取扱規則に関する特約」 ※ 下記の新旧表をご参照ください

現 行	改 定 後
<p>(モバイルIC定期乗車券等の発売)</p> <p>第10条 旅客がモバイルPASMO及びApple PayのPASMOに定期乗車券の購入を希望する場合は、株式会社パスモが定める所定の操作を旅客が自ら行い、購入に必要な事項等を入力の上、旅客営業規則に定める定期乗車券を発売する。なお、会員規約の定めによる会員登録、および定期旅客運賃の決済に使用するクレジットカードの登録を行っていない旅客は、必要な登録の完了後に限り発売する。</p> <p>2 モバイルPASMO及びApple PayのPASMOに通学定期乗車券の購入を希望する場合で、次の各号に該当するときは、当該通学定期乗車券の有効期間の開始日の7日前までに、会員メニューに掲示のある所定の購入申込書を印刷し必要事項</p>	<p>(モバイルIC定期乗車券等の発売)</p> <p>第10条 旅客がモバイルPASMO及びApple PayのPASMOに定期乗車券の購入を希望する場合は、株式会社パスモが定める所定の操作を旅客が自ら行い、購入に必要な事項等を入力の上、旅客営業規則に定める定期乗車券を発売する。なお、会員規約の定めによる会員登録、および定期旅客運賃の決済に使用するクレジットカードの登録を行っていない旅客は、必要な登録の完了後に限り発売する。</p> <p>2 モバイルPASMO及びApple PayのPASMOに通学定期乗車券の購入を希望する場合で、次の各号に該当するときは、当該通学定期乗車券の有効期間の開始日の7日前までに、サポートセンターに対して所定の申し込みを行い第3項に規定</p>

を記入のうえ、通学証明書の本通、または通学定期乗車券購入兼用証明書の写しとを併せてサポートセンターへ郵送し、購入に必要な申し込みを行うものとする

- (1) 新規購入の場合
- (2) 4月1日以降に有効開始となるものを新年度の初回に購入する場合
- (3) 有効期間が年度末をまたがり、かつ4月30日を超えるものを購入する場合
- (4) 通学定期乗車券の有効区間、もしくは経路が変更となる場合

3 前各項により購入したモバイルIC定期乗車券の有効期間、有効区間、経由、ならびに発売額等、IC定期乗車券の券面表示事項に該当するものは、モバイルPASMO及びApple PayのPASMOの画面及び会員メニューにより確認することができる。

4 クレジットカードによる決済処理は、第5条第2項に定める旅客運送契約の成立時点を以って行われる。

5 第1項および第2項による発売は、当社の駅を発駅とし、経路ならびに着駅が別に定めるIC鉄道事業者のICカード乗車券取扱区間内である場合に限る。ただし、旅客が18才となる年度の3月31日以前を使用開始日とする通学定期乗車券、東日本旅客鉄道線連絡となる大学生・専門学生未満の通学定期乗車券、東海旅客鉄道線連絡の定期乗車券、および実習用通学定期乗車券の発売はしない。

6 モバイルIC定期乗車券の有効期間開始前、または有効期間中に同一のモバイルIC乗車券に別の定期券情報を購入することはできない。ただし、当該定期乗車券を同一区間、経由にて継続購入する場合を除く。

7 モバイルIC定期乗車券の発売は5時から23時45分までとする。

8 モバイルPASMO及びApple PayのPASMOへ企画乗車券の発売は行わない

する方法により購入に必要な証明書類等を提出するものとする。

- (1) 新規購入の場合
- (2) 4月1日以降に有効開始となるものを新年度の初回に購入する場合
- (3) 有効期間が年度末をまたがり、かつ4月30日を超えるものを購入する場合
- (4) 通学定期乗車券の有効区間、もしくは経路が変更となる場合

3 前項による提出方法は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 購入申込書と通学証明書の本通、または通学定期乗車券購入兼用証明書の写しとを併せて郵送する。
- (2) 電子ファイル化した通学証明書、または通学定期乗車券購入兼用証明書を送信する。

4 第2項により購入したモバイルIC定期乗車券の有効期間、有効区間、経由、ならびに発売額等、IC定期乗車券の券面表示事項に該当するものは、モバイルPASMO及びApple PayのPASMOの画面及び会員メニューにより確認することができる。

5 クレジットカードによる決済処理は、第5条第2項に定める旅客運送契約の成立時点を以って行われる。

6 第1項および第2項による発売は、当社の駅を発駅とし、経路ならびに着駅が別に定めるIC鉄道事業者のICカード乗車券取扱区間内である場合に限る。ただし、旅客が18才となる年度の3月31日以前を使用開始日とする通学定期乗車券、東日本旅客鉄道線連絡となる大学生・専門学生未満の通学定期乗車券、東海旅客鉄道線連絡の定期乗車券、および実習用通学定期乗車券の発売はしない。

7 モバイルIC定期乗車券の有効期間開始前、または有効期間中に同一のモバイルIC乗車券に別の定期券情報を購入することはできない。ただし、当該定期乗車券を同一区間、経由にて継続購入する場合を除く。

8 モバイルIC定期乗車券の発売は5時から23時45分までとする。

9 モバイルPASMO及びApple PayのPASMOへ企画乗車券の発売は行わない

以上